

交通事故データー

一宮警察署



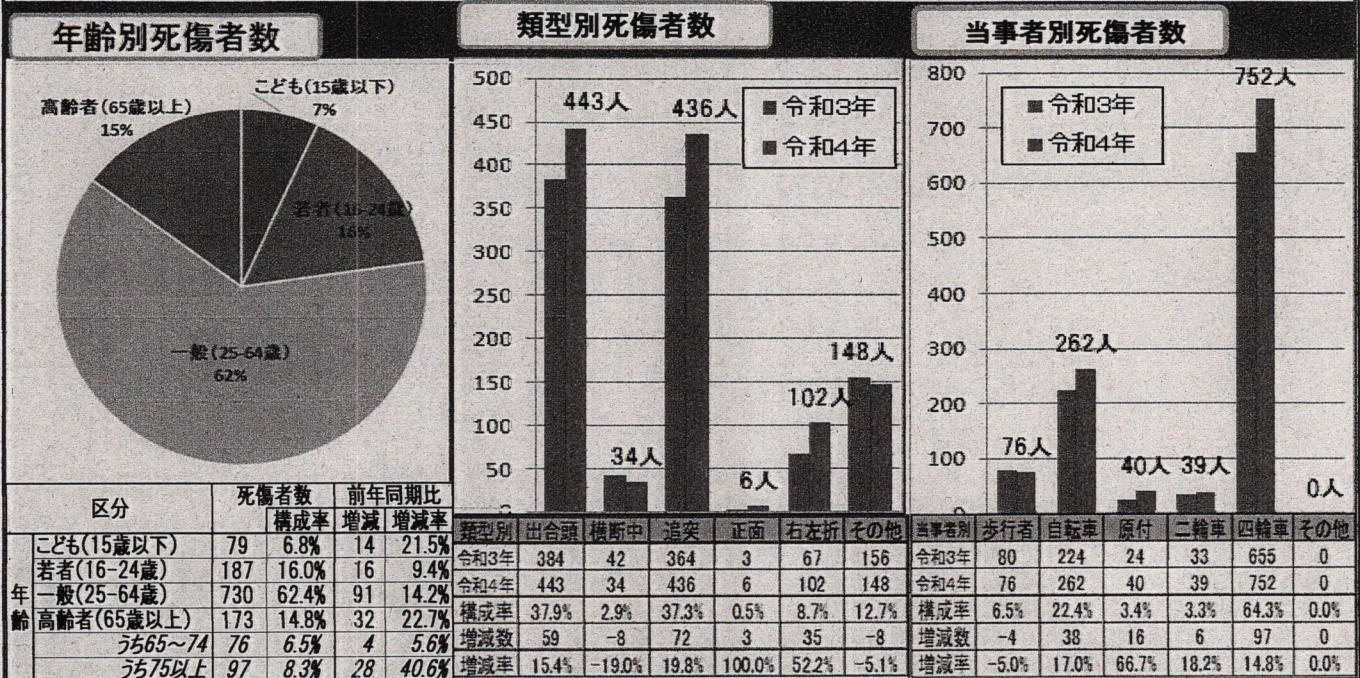
①

交通事故発生状況(令和4年10月末)

区分	一宮市内累計			愛知県内累計		
	発生数	増減数	増減率	発生数	増減数	増減率
死者数	4	0	0.0%	111	24	27.6%
重傷者数	36	5	16.1%	534	-3	-0.6%
死傷者数	1,169	153	15.1%	22,852	-215	-0.9%
人身事故件数	986	120	13.9%	19,204	-202	-1.0%
物損事故件数	8,219	73	0.9%	167,173	5,400	3.3%

②

一宮市の人身交通事故の特徴(令和4年10月末)



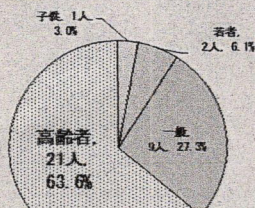
③

12月における愛知県の交通死亡事故の特徴



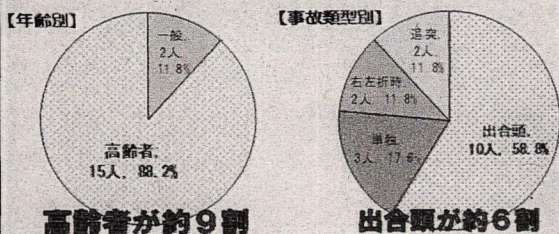
12月は、交通死亡事故が多発！～歩行者・自転車に注意

◀ 過去5年12月 歩行者死者の実態 ▶



高齢者が6割以上

◀ 過去5年12月 自転車死者の実態 ▶



【12月中の交通死亡事故の特徴】
～当事者別は、歩行者・自転車が多発～

自転車死者は年間最多月

歩行者は、高齢者が6割以上、朝及び夕方から深夜にかけ多発(約9割)

自転車は、高齢者が約9割、出合頭が約6割、9時台から13時台が約6割

夕暮れ時の前照灯早め点灯をお願いします！！
(12月の点灯時刻の目安は、午後4時です。)

必ず！一時停止場所では **STOP!!**



Stop Slow Smart

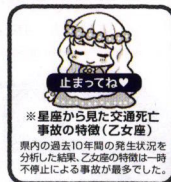
3つのSで交通事故抑止!

ロゴマーク協力: 愛知県立芸術大学 美術学部

赤信号・一時停止場所では絶対に **ストップ Stop!**

子供・高齢者を見かけたら確実に **スロー Slow!**

全ての人に対する思いやりの運転 **スマート Smart!**



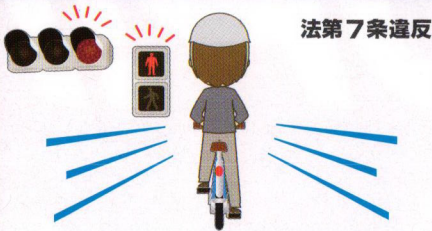
愛知県警察

知っていますか？ 自転車運転者講習制度

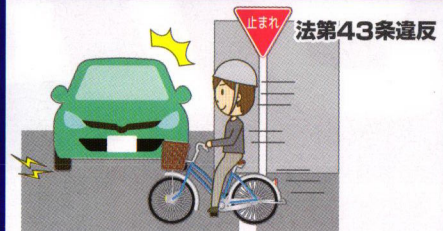
自転車運転中に危険行為をくり返すと自転車運転者講習を受けることになります(平成27年6月1日から)

自転車運転者講習の対象となる危険行為

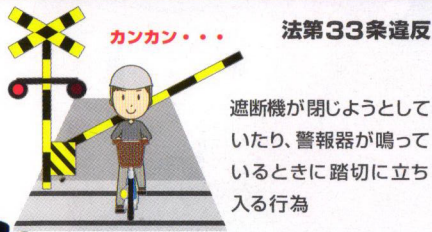
信号無視



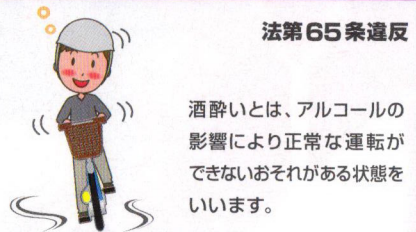
指定場所一時不停止等



遮断踏切立入り



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※対象... 14歳以上
※受講命令に違反した場合... 5万円以下の罰金

1 14歳以上の自転車運転者が危険行為をくり返す
● 3年以内に2回以上

2 交通の危険を防止するため、自転車運転者に講習を受けるように命令

3 講習の受講
● 講習時間: 3時間
● 講習手数料: 5,700円

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点では信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自分は大丈夫だと

うそだ
うそだ

どうしよう

誰か…!

なぜ思っただ…?!

飲酒運転は絶対にしない！させない！

警察庁・都道府県警察



飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！



酒酔い運転 ※1

行政処分

- ・基礎点数…**35点**
- ・免許取消し…**欠格期間3年** ※2 ※3

罰則

運転者

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

車両等の提供者

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※1…「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。

※2…前歴及びその他の累積点数がない場合。

※3…「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。



酒気帯び運転

行政処分

- 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満
- ・基礎点数…**13点**
- ・免許停止…**期間90日** ※2

罰則

運転者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両等の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

LAW
1

安全運転管理者の選任

道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任義務。

自動車の使用者は、一定台数[※]以上の自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

※乗車定員11人以上の自動車1台、その他の自動車5台（自動二輪車1台は、0.5台として計算）

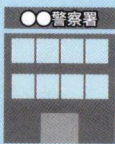


LAW
2

罰則の引き上げ

道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引き上げは右図のとおり。

安全運転管理者の選任・解任時には必ず事業所を管轄する警察署に届出を出しましょう



改正前

選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… **5万円以下の罰金**

選任届出義務違反… **2万円以下の罰金又は料料**

改正後

選任義務違反、公安委員会による解任命令違反… **50万円以下の罰金**

選任届出義務違反… **5万円以下の罰金**

LAW
3

アルコールチェックの拡充

道路交通法施行規則の一部改正に伴う安全運転管理者業務の拡充。
(令和4年4月1日施行)

- ・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

